

## 会 議 記 録

高松市附属機関等の設置、運営等に関する要綱の運用についての規定により、次のとおり会議記録を公表します。

会 議 名	令和4年度第1回高松市自治推進審議会
開催日時	令和4年10月11日（火） 午前9時30分から10時30分まで
開催場所	Web開催（来場者は高松市役所11F 114会議室）
議 題	(1) 会長・副会長の選任 (2) 高松市自治基本条例の見直し (3) その他
公開の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開
上記理由	
出席委員	鹿子嶋会長、小早川副会長、上田委員、大美委員、小西委員、後藤委員、十河委員、高塚委員、竹内委員
傍 聴 者	0 人    (定員 3 人)
担当課及び 連絡先	政策課（839-2135）

### 協議経過及び協議結果

#### 議題(1) 会長・副会長の選任

高松市自治推進審議会条例第5条第1項の規定により、委員の互選により会長、副会長を選任した。

会 長 鹿子嶋 仁 委員

副会長 小早川 龍司 委員

#### 議題(2) 高松市自治基本条例の見直し

事務局から、審議事項「高松市自治基本条例の見直し」について説明し、見直し内容について議論した。

(会長)

これまでは、「高松市個人情報保護条例（以下：「条例」という。）」に基づき個人情報保護に努めていたが、「個人情報保護法（以下：「法」という。）」の改正に伴い根拠が法へ移行するため、条例改正は、必要であると考えます。

次に改正内容については、事務局が示した「別に条例で定めるところにより」を削除する

## 協議経過及び協議結果

改正案より、条例第 8 条 3 項に、市民は法令等の定めるところにより納税等の義務を果たすという規定と同様に、第 16 条についても「別に条例で定める」という部分を「法令等の定める」とすべきと考える。

理由は、単純に「別に条例で定める」という部分を削除するだけでは、今後、高松市の個人情報は何を根拠に運営されていくのかが分かりづらいからである。

条例改正案として、事務局が提示した「別に条例で定める」を削除する場合と、「法令等の定める」とする場合のどちらにすべきか、委員の皆様から御意見を伺いたい。

(委員)

事務局案を見た時に、率直に「法令等の定める」の文言の必要性を感じた。

根拠を明確に示した方が、市民に分かりやすいと思うので、会長の提案した改正案の方が適していると考えます。

(委員)

法又は、条例に基づいた個人情報保護の運用に、違いはあるのか。

(会長)

根拠が、法又は条例であっても、実際の個人情報の取扱いが異なることはない。

(委員)

会長が言われたように、市民が確認する際、根拠が明確な方が良いと思うので、「法令等の定める」とすべきと考える。

(会長)

「別に条例で定める」という文言の削除に留めるべきという意見の方はいませんか？

(委員)

「法令等の定める」と記載した時に、従来と比較して運用の面で柔軟性が損なわれることはないか？

柔軟性が損なわれるのであれば、削除のみが良いと考える。

(副会長)

御指摘の件は、根拠が法又は、条例であっても、運用の問題だと考える。

今回は、法が適用されることが決まっているので、そのまま削除とすべきか、若しくは、

## 協議経過及び協議結果

「法令等の定める」を記載するべきかという議論だと考える。

(会長)

副会長からも説明があったように、運用は、根拠が法又は、条例であっても、それをどのようにするのかということなので、少し異なる観点と考える。

当審議会の意見としては、条例第16条に関して、「別に条例で定める」を「法令等の定める」という文言に変更するという案で答申を作成したいと思うが異議はないか？

～異議なし～

(会長)

それでは、答申内容については、本日の会議を踏まえた内容に修正することで、事務局に一任させていただき、最終的に会長決裁として確認させていただくことでよろしいか？

～異議なし～

(事務局)

皆様の御意見を踏まえ、条例の見直し内容については、改めて検討する。

また、運用面については、法令等や条例の範囲内で利便性を考慮し、取り組んでまいります。

### 議題(3) その他

本日の会議の内容を踏まえた、答申案を会長へ確認させていただく。

12月議会に高松市自治基本条例の条例改正案を上程する。